

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年2月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき、「有馬七丁目集合住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京急行電鉄株式会社 取締役社長 越村 敏昭 東京都渋谷区南平台町5番6号
	指定開発行為の名称	有馬七丁目集合住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区有馬七丁目3-1 (区域面積：約5,780㎡)
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	計画戸数：152戸、計画人口：466人、建物高さ：19.99m 建築面積：3,889.8㎡、延べ面積：16,888.8㎡
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成19年10月 完了予定：平成21年 3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年2月20日(火)～平成19年4月5日(木) (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	宮前区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成19年4月5日 （郵送の場合は、平成19年4月5日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>